

デイサービス ラ・ヴィータ 運営規程

指定通所介護

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人桜樹会が開設するデイサービス ラ・ヴィータ（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者（以下「従業者」という。）が社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

- 1.従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な介護及び機能訓練を行う。
2. 従業者は、事業の提供に当たっては親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
3. 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
4. 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービス ラ・ヴィータ
- (2) 所在地 広島県福山市御幸町大字森脇 706 番地 2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者の管理、通所介護の利用申込に係る調整、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 生活相談員 1名以上
生活相談員は、通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び相談援助等の生活指導を行う。
- (3) 看護職員 1名以上
看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
- (4) 介護職員 介護職員 14名以上
介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 2名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の維持、改善及び減退を防止するため等訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は月曜日から土曜日までとする。

但し、12月31日から1月3日は休日とする。

感染症拡大防止や災害時においては、休止や閉鎖をする場合がある。

(2) 営業時間は午前8時30分～午後5時までとする。

但し、上記営業時間外でも相談等に応じる体制をとる。

サービス提供時間は午前9時～午後4時30分までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は85名とする。(指定介護予防通所介護相当サービスの利用定員を含む)

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 事業の内容は下記に掲げるとおりとする。指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、厚生労働大臣が定める基準による額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 送迎

(2) 健康チェック

(3) 食事サービス

(4) 入浴サービス

(5) 生活指導

(6) 機能訓練

(7) 日常動作訓練

(8) レクリエーション

2. 前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から居宅まで1kmにつき20円の交通費を徴収する。

(2) 食事の提供に要する費用として、一食につき500円を徴収する。一品追加メニューを選択した方は600円を徴収。

(3) おむつ代として、実費徴収する。

(4) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められ

るものとして、実費徴収する。

3. 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所の通常の事業の実施地域は、福山市（御幸町、千田町、横尾町、郷分町、山手町、駅家町、芦田町、加茂町、神辺町、木之庄町、北本庄、本庄町中、城見町、三吉町、明王台、三の丸町、新市町、）の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 機能訓練等は、機能訓練指導員その他の従業者の指導のもとに行うようこころがけて努めること。
- (2) 設備を利用する場合は、各担当従業者の許可を得て使用すること。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、指定通所介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(高齢者虐待等の禁止)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の禁止)

第14条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (2) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
 - (3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことが出来るものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る

(その他運営に関する重要事項)

- 第15条 事業者は、従業者の質的向上を図るため定期的に研修の機会を設け、勤務体制の整備に努める。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 3. 事業者は、従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守る旨を雇用契約の内容とする。
 4. 介護情報の提供及び開示は、「介護に関する個人情報開示の規程」に定める対応を行うものとする。
 5. 限度額を超える利用者が、保険外サービスを希望する場合、介護支援専門員と協議のうえ、提供可否の判断をする。
 6. 事業者は、利用者からの苦情に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者の苦情等に対し、迅速に対応する。
 7. 指定通所介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする
 8. 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
 9. 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 10. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人桜樹会において定めるものとする。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 28 年 11 月 1 日より一部改正する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より一部改正する。

この規程は、平成 30 年 7 月 16 日より一部改正する。

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日より一部改正する。

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日より一部改正する。

この規程は、令和 3 年 2 月 1 日より一部改正する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より一部改正する。

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日より一部改正する。

この規程は、令和 3 年 12 月 1 日より一部改正する。

この規程は、令和 5 年 5 月 1 日より一部改正する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より一部改正する。

この規程は、令和 7 年 9 月 1 日より一部改正する。

この規程は、令和 8 年 2 月 1 日より一部改正する。